

# 覚えのない請求等 特殊詐欺に関するトラブル



©神奈川県 2013

## ・身に覚えのない料金の請求が、突然メールで送られてきた。

「コンテンツ利用料金が未納。本日中に連絡がない場合は、法的措置に移行する」と大手通信販売会社からのメールが、携帯電話に送られてきた。

### 《ワンポイントアドバイス》

突然の請求で驚いてしまうかもしれませんが、詐欺の手口なので、身に覚えのない場合は絶対に相手に連絡しないで無視しましょう。連絡すると「支払わないと裁判をする」等と脅され、支払いを強要されてしまいます。同様の内容がメール以外にも、ショートメッセージサービスや電話、ハガキなど様々な媒体で送られてくる場合がありますが、身に覚えがなければ、相手に連絡などせず全て無視しましょう。

## ・インターネットで動画を視聴しようとしたら突然料金の請求画面に変わった。

インターネットで無料の動画を視聴しようと再生ボタンをクリックしたところ「登録完了。利用料金20万円を期日までに支払ってください。誤操作の場合はこちらTEL00-0000-0000」と書かれた請求画面が出てきた。

### 《ワンポイントアドバイス》

動画を視聴しただけで、突然契約が成立することはありません。こちらも詐欺の手口で、連絡すると、支払いを強要されてしまいますので、一切無視しましょう。



©神奈川県 2013

次ページに続く

更に注意！！

・突然の請求を受け、消費生活センターに相談したつもりが、有料の事業者だった。

無料動画を視聴しようとしたら突然登録となり、高額な利用料金を請求され不安になり、検索サイトで見つけた「消費センター」に電話したら、「動画サイトとの契約を解約する。5万円で委任を受ける」と言われた。

《ワンポイントアドバイス》

消費生活センターをネット検索すると、公的機関を思わせるような名称の探偵業者などの広告が表示されることがよくあります。事例のような突然の請求であれば、無視をすればいいだけなのに、探偵業者などに不要な委任料金を支払ってしまったというトラブルが発生しています。消費生活センターでの相談は、すべて【無料】となっております。本当に行政の消費生活センターの連絡先なのか確認しましょう。

・キャッシュカードを預かるという電話がかかってきた。

ある日銀行協会を名乗る者から、「あなたの口座が不正利用されています。預金を守るためにキャッシュカードを交換する必要がある。担当者を向かわせるので、現在使用しているものを渡して」と電話があった。その後、担当者が来訪し、キャッシュカードを預けた。その際に、確認のためと暗証番号を聞かれ、教えてしまった。翌日銀行から、不審な引き出しがあったと連絡があり、口座から預金が全て引き出されていたことが分かった。

《ワンポイントアドバイス》

銀行協会だけでなく、警察官、金融機関、百貨店等を装った人から、「キャッシュカードや通帳」に関する電話を受けたという相談が寄せられています。警察等がキャッシュカードや通帳を預かることはありません。絶対に他人にキャッシュカードや通帳を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。

